

令和6年度長野県産発酵食品伝え手育成業務委託仕様書（案）

この業務委託仕様書は、長野県知事 阿部守一（以下「委託者」という。）が行う令和6年度長野県産発酵食品伝え手育成に係る業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和6年度長野県産発酵食品伝え手育成業務

2 業務の目的

長野県は四季折々の豊かな自然環境に恵まれ、各地域ではこの自然環境を活かした発酵文化が生まれ、同時に食品産業も発展してきた。味噌をはじめとする伝統的な発酵食品は各企業が地域の自然環境を活かしながら先人からの優れた技術を受け継ぎ、その品質は全国トップレベルを誇っている。また、近年においてはビールやウイスキー、チーズなどの新たな発酵食品産業も発展している。

発酵食品を生み出す技法は地域の伝統文化のひとつであり、各商品の付加価値である。これらの価値は観光客を呼び込める大きな要素であるが、観光客に対して長野県の発酵食品について横断的に紹介できる人材が育成されていない。

よって、本業務では「伝え手（インタープリター）」を育成し、発酵食品をテーマとしたツーリズムの定着を図る。また、新たな発酵食品であるビール、ウイスキー、チーズなどの製法も合わせて伝えることで多くの観光客を取り込み、長野県の食品産業の振興、発展に繋がることを期待される。

3 関係法令

本業務の実施に関しては、本仕様書によるほか、下記の関係法令等を遵守して行う。

- (1) 長野県財務規則及び諸規則
- (2) 委託契約書
- (3) その他関連法令及び通達

4 委託期間

委託契約の締結日から令和7年3月14日までとする。

5 委託業務の内容

(1) 基本的な考え方

長野県産発酵食品をテーマにしたツーリズムの定着に向け、観光客等に対して長野県産発酵食品の特徴、文化や歴史ならびに各関連事業者や施設等を紹介することができるインタープリターを育成するための研修を実施する。本研修終了後は、研修生が観光客等に対し、様々な長野県産発酵食品に対する興味や関心を持つよう促すことができることを目指す。

(2) 事業内容及び方法

ア 研修生の募集および選定

- ① 募集人数
10名程度
- ② 募集先および募集方法
 - ・研修生は原則県内在住者とする。
 - ・募集方法は受託者からの提案を踏まえ、委託者と協議の上決定すること。
- ③ その他

応募者が予定人数を超えた場合は、委託者と協議の上選定し、研修生を決定する。

イ インタープリター育成研修会の実施

① 目的

講義と実地により県産発酵食品の歴史・文化について学ぶとともに、研修生が研修終了後実際に観光客等へ周遊促進ができるよう、各自の活動範囲に応用することを目指す。

② 内容

- ・オープン研修会（初回研修として） 1回
複数の業界代表者によるトークセッション、本事業の趣旨説明等
- ・講義形式研修 2～3回程度
県産発酵食品の特徴や歴史的背景の講義、インバウンド対応、発酵食品テイasting等
- ・実地研修 1～2回程度
県内先進事例先訪問、発酵食品製造者訪問等
- ・研修生によるレポート作成

③ 講師

発酵食品事業者、観光事業者、関連団体等の代表者

④ 会場

長野県内とし、研修内容に応じて設定する。なお、内容によってはオンライン開催も可とする。

⑤ 研修会実施回数

5回程度

ウ その他実施項目

① 研修生との連絡・調整業務（各行事出欠確認、問合せ対応等）

② イに係る出演者及び講師との連絡・調整業務（依頼、研修準備に係る調整、謝金・旅費等の支給等）

③ イに係る会場手配業務（予約、会場使用に係る調整、会場費の支払い等）

④ 研修生へのアンケート調査、集計、取りまとめ

6 委託経費

(1) 委託料に含まれる経費

本事業に係る広告宣伝費、会場使用料、講師等の謝金旅費、物品購入費、資料作成費、通信費等の一切の経費については、委託費に含むものとする。

(2) 受講費の徴収

ア 本事業の実施にあたり、研修生から受講費を徴収することも可とする。その場合の金額は委託者と協議の上決定し、精算は受託者が実施する。

イ 上記の場合、(1)の経費からアの受講費を除いた額を委託料とする。なお、計画に対し実際に徴収した受講料の合計金額に増減が発生しても、委託料の変更はしないものとする。

7 委託者との打合せ

事業実施期間中の打合せは月1回以上実施する。また、打合せをする必要が生じた場合、受託者は産業労働部産業技術課 地酒・食品振興係の求めに適時、適切に対応するものとする。

8 業務等の報告

(1) 実施実施計画報告等

受託者は、着手届及び事業計画について、契約の日から20日以内に委託者に提出する。

(2) 進捗状況等報告

受託者は、委託者から要求のあった場合には、速やかに進捗状況を報告する。

(3) 完了報告

受託者は、委託業務完了時に事業の成果を取りまとめた委託業務完了報告書及び成果品を、委託業務完了後 10 日以内に委託者に提出する。

9 完了検査

(1) 受託者は、本業務の完了後委託者の検査を受けるものとする。

(2) 成果品については、委託者から補正の指示があった場合は、速やかに補正を行い再検査の合格をもって完了とする。

(3) 完了検査終了後、成果品に受託者の誤りによる欠陥・欠点が発見された場合は、委託者の指示に従い受託者の責任で補正を行わなければならない。

10 成果品

契約書第 7 条の業務の成果品は、以下のとおりとする。

(1) 打合せ

- ・打合せ記録

(2) 研修生募集、選定

- ・募集に際し作成した広告等一式
- ・応募者名簿
- ・選定経過書（選定が発生した場合）
- ・研修生名簿

(3) インタープリター育成研修会

- ・各回研修会実施報告書（参加者、内容、様子が分かる写真等を掲載）
- ・各回で使用した資料一式（講師提供資料含む）
- ・研修生によるまとめレポート

(4) その他

- ・研修生アンケート集計および分析結果書
- ・（研修受講料等を徴収した場合）受講生からの納入が確認できる書類（通帳の写し等）

(5) 提出方法

別に定める委託業務完了報告書に付して紙媒体で 2 部提出するとともに、データ転送サービス等を使用し電子ファイル形式でも提出すること。

11 業務の適正な実施に関する事項

(1) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、委託者との協議により業務の一部を委託することができる。

(2) 守秘義務

受託者は、本業務の実施に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできないものとする。また、受託業務終了後も同様とする。

(3) 個人情報の収集・管理等

ア 当事業において収集及び取り扱う個人情報は「個人情報の保護に関する法律」を準用するとともに、個人情報に関する法令を順守し、適正に取り扱うものとする。

イ 受託者は個人情報の保護については十分に注意し、流出・損失を生じないこと。

(4) 情報セキュリティの確保

委託業務の履行にあたり、個人情報を含む情報の取扱いについて、情報セキュリティの重要性を

認識し、情報の漏えい、紛失、遭難、改ざんその他事故等から保護するため、適切な管理を行わなければならない。

(5) 著作権の取扱

ア 本委託業務の実施による文章、画像、イラスト、その他一切の著作物について、委託者が他の用途(例:広報物、PR施策での活用等)で使用する場合も無償で使用できるようにすること。なお、講師提供資料についてはこの限りでない。

イ 第三者が持つライセンス、著作権関連の権利、知的財産権を侵害しないよう、受託者の責任において調整を行いながら実施すること。利用にあたっては、著作権元の承認を得るとともに、権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、受託者が負担すること。

12 その他

(1) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ産業技術課地酒・食品振興係と協議の上、承認を得なければならない。

(2) 受託者は、本仕様書に記載されていない事項については、産業技術課地酒・食品振興係の指示に従わなければならない。

(3) 委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、書面によりこれを定める。

(4) 受託者は、本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、産業技術課地酒・食品振興係と協議しなければならない。